

参考資料

○八代市公共下水道事業審議会条例

平成17年8月1日

条例第229号

改正 平成20年3月31日条例第23号

平成23年3月30日条例第2号

(設置)

第1条 本市の公共下水道事業を計画的に遂行し、下水道行政の円滑な運営を図るため、八代市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。

- (1) 下水道事業受益者負担金及び分担金に関すること。
- (2) 水洗化の促進に関すること。
- (3) 下水道の使用料に関すること。
- (4) その他市長において必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部下水道総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第23号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。